

高松地方裁判所委員会（第22回）議事概要

1 日 時

平成23年6月3日（金）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）川崎達夫，木原光治，木村斉，小佐田潔，重松麓，幅田勝行，水沼祐治，三谷忠之，
宮武泰子，宮脇初恵（五十音順，敬称略）

（事務担当者）菅事務局長，青野総務課長，藤野総務課課長補佐

（オブザーバー）小松民事首席書記官，河野刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 委員自己紹介（新任の川崎委員，小佐田委員，宮武委員）

(2) 委員長の選任について

○ 高松地方裁判所長の小佐田委員がよいのではないか。

○ 異議なし。

小佐田委員が委員長に選任された。

(3) 「高松地方裁判所における裁判員裁判の実施状況等について～制度施行後2年を振り返って～」の説明

幅田委員及び河野刑事首席書記官から，高松地方裁判所における裁判員裁判の実施状況，裁判員制度導入の意義・目的，制度実施に向けた準備等，審理・判決の変化，裁判員の負担等に対する配慮，裁判員等の感想及び制度普及への取組についての説明がされた。

● 高松地方裁判所では，一昨年（平成21年）の9月に最初の裁判員裁判の審理を行ってから，これまでに20件の裁判員裁判が行われている。審理件数は，月に3件行うこともあれば，まったく審理しない月もあり，波があるが，平均すると月1件のペースとなっている。

裁判員経験者からは，「負担は大きかったがやって良かった。尻込みしている人にも是非参加してほしい」との感想をいただいている。また，今年（平成23年）の4月には，7名の裁判員経験者に参加していただき，意見交換会を行った。裁判官，検察官及び弁護士も傍聴し，裁判員経験者の生の声を聞くことができた。

● 高松地方裁判所では，強盗強姦や強姦等の性犯罪の事件が多くなっている。また，接遇面では，選任手続期日にお越しいただいた裁判員等候補者の方を対象に法廷見学を実施したり，裁判員等に選任された方の体調確認に努めている。

(4) 意見交換

■ ただ今の幅田委員及び河野刑事首席書記官の説明をもとに意見交換を行いたい。

○ 昨年（平成22年）5月31日に性犯罪の事件の裁判員裁判を傍聴した。女性の被害者に対する配慮がどの程度されているかについて関心があったが，被害者が特定できないようにされており安心した。また，写真や映像を使用して説明されていて，大変分かりやすかった。女性の検察官が，女性にとって分かりやすく臨場感あふれる冒頭陳述をしていたのも印象的だった。

ただ，休廷時間中，弁護人と被告人が笑顔で会話していたことが，笑っているようで女性の立場としては気になった。判決は執行猶予が付かないもので，思っていたものに近い量刑

だったので納得できた。

- 高松地方裁判所では、覚せい剤の事件が1件もなかったようだが、幸い高松の管轄地域内では発生していないということか。
 - 覚せい剤の事件には、自己使用や所持等いろいろな形態があり、そのような事案は高松にもあるが、裁判員裁判の対象は、基本的に営利目的の輸入に限られ、それに該当する事案が現在のところ高松にはないということである。国際空港のある千葉や大阪ではそのような事案が圧倒的に多くなっている。
 - 70歳以上であることが辞退事由になるというが、最初に裁判員候補者を選ぶ際には年齢を確認しないのか。
 - 裁判員候補者名簿は、選挙管理委員会に依頼して、選挙人名簿の中から無作為抽出したものを提供してもらい作成しているもので、その段階では年齢による区別はしていない。
 - 裁判員制度の運用に当たっては、いろいろと御配慮いただいておりますが、また、改善が図られている状況もよく分かり、ありがたい。今後も更に改善を進めていただきたい。ところで、7名の裁判員経験者の意見交換会が開催されたと聞いたが、特に印象に残ったコメントがあれば教えていただきたい。
 - 意見交換会に参加した裁判員経験者全員から、「裁判員を経験していた期間は、精神的にも肉体的にもハードだったが、あんなに真剣に一つのことを考え、悩んだことはなかった。世の中にはいろいろな意見を持つ人がいて、そういう人と真剣に議論できてよかった。苦労はしたが、やりがいがあった」という趣旨の発言をいただいている。
 - 裁判員経験者の心のケアにも配慮していただいていると思うが、経験者それぞれ状況も違う。心の葛藤を和らげるような懇談の場を設けることを検討していただければ良いのではないかと思う。
 - 裁判所としてコーディネートはできると思うが、裁判員経験者に対する連絡先の目的外利用ができないという個人情報保護の問題があるので、裁判員の仕事が終わったときに、裁判員経験者から了解を得て連絡先を別の形でお聞きし、裁判所からも働きかけを行っていくことを考えているところである。
 - 実際に裁判員等を経験された方のアンケート結果を見ると、裁判員制度導入の意義・目的に沿うものとなってきており、成果が上がっているという印象を持っているが、裁判員制度を導入する前の予想と違ってきていることや、現状における課題等はないか。
 - 裁判員の負担をできるだけ減らすため、情報を分かりやすく必要最小限のものに絞り込み、消化不良を起こさないよう心掛けてきたが、裁判員から、「もっとこんな事が知りたい。ここが分からない」というような意見が出てきた。それは、証拠をコンパクト化するためには、本来真に必要な部分とそうでない部分とを切り分けなければならないのに、膨大な証拠を満遍なく小さくしていたからかもしれない。そのため、裁判員が、健全な社会常識から本当に知りたいと思う部分が欠けてしまっていたのではないかとと思われる。特に争いのない事件であれば、証人を呼ぶことなく書面で証拠調べをするが、書面からは、いくら問いかけても疑問に思ったことに対する答えは返ってこない。コンパクトで分かりやすい証拠調べとは何かということ、改めて考えていかなければならないと感じている。
 - 駆け出しの新聞記者は裁判所を担当し、法廷を傍聴したりするが、本当に今の記者は恵まれている。昔は冒頭陳述の言葉の意味も分からないことがあったが、裁判員裁判が始まった今は、市民にも格段に分かりやすくなっている。ただ、守秘義務は曖昧だし、公判前整理手続の取材がやりにくいと思う。裁判員制度は司法界が市民に近づく大きな手立てだと思うが、最近ニュースにならなくなったのは、制度が定着しつつあるからだと思う。
- ところで、守秘義務等について裁判員等経験者から裁判所に相談があった例はあるか。また、裁判所では裁判員等の体調確認を行っているというが、具体的にどのように行っている

のか。

- 守秘義務等についての相談事案については把握していない。体調確認については、庶務担当職員が毎朝登庁してきた裁判員等に問いかけをし、その結果を裁判体に伝えている。
- 最近、被害者、加害者双方が80歳以上という事例が出てきた。70歳以上であることが裁判員等の辞退事由とされているが、高齢者の気持ちが分かる裁判員も必要だと思う。辞退事由であるから、裁判員になれないわけではないが、基本的にやりたくないという人が多いであろうから、もう少し年齢を上げてもいいのではないかと思う。
- これまで裁判員等の中に、子どもを預かってもらうために保育所を利用したいという人はいたか。
- 一時保育を利用していただく用意はあるが、今のところ、当庁で仲介したことはない。
- 控訴された事件も何件かあるが、高松地方裁判所の裁判員裁判で、これまでに控訴審で取り消された事例はあるか。
- 今のところ量刑不当で取り消された事例はない。なお、先日の裁判員経験者の意見交換会において、報道機関から裁判員経験者に対し、「高裁でひっくり返される可能性がある制度になっていることをどう思うか」との質問があったが、裁判員経験者の皆さんは一律に、市民感覚を反映させたものであるということを理由に高裁で見直しが利かず、被告人から不服を申し立てられないという制度になってしまうほうが問題であり、市民感覚を反映させることが一番の役割だとしても、高裁には別の役割があるはずなのであるから、その立場から改めたほうが良いと判断されるのであれば、それは仕方ないことで、判断がひっくり返されればがっかりするかもしれないが、制度がおかしいとは感じないとおっしゃっていた。
- 裁判員裁判の大きな目的は、おそらく国民からどのように司法をコントロールするかということである。裁判員裁判に携わる人から見て、審理状況に変わった点はあるか。
- 自分の意見を裁判に反映させたいという気持ちを持つ人はいても、コントロールしようという意識をもって裁判所に来られる人はほとんどいないと思う。中には、これまでの裁判はおかしいとか、全般に刑が軽すぎるという印象を持ち、何とか変えてやろうという気持ちで裁判所に来る人もいるが、みんなで議論し、意見を出し合って、最終的には合議体で決めるので、全員の意見が反映された結論になっていると思う。
- 高松地方裁判所における裁判員裁判の否認事件の内容は、事実関係を争うものか、評価を争うものか。
- 殺人事件における殺意の有無や、過剰防衛に当たるか否かが争点になるもの、責任能力の評価が争われたものもある。
- 今後、事実認定が難しくなる事案が係属することも予想され、その場合には審理期間もある程度長くならざるを得ないと思うが、その点も十分配慮していく考えか。
- そうである。なお、これまでも審理期間が1週間を超える事件が1件あったが、起訴される事件が多かったことが原因であった。
- 刑事事件について事案の真相を解明し、適正な量刑を科すことが検察官の使命であるが、そのことは、裁判員裁判の実施前後で基本的に変わりはない。裁判員に中身を知ってもらう必要があるため、分かりやすさの点ではいろいろと工夫してきたが、まだまだ試行錯誤しているところである。

5 次回予定

平成23年12月2日（金）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「高松地方裁判所における裁判員裁判の実施状況等について～制度施行後2年を振り返って～（第2回）」